



# えひめのくらし

愛媛県No.166 平成25年3月号

## 特定商取引法の一部改正について

### ——貴金属等の訪問買取りが規制対象に——

米田功法律事務所 弁護士 小川 佳和

#### 1 「訪問購入」の章の新設

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）の一部改正（平成24年8月22日公布、平成25年2月21日施行）により、貴金属等の訪問買取りが規制対象になりました。

一昨年度から昨年度にかけて、貴金属等を中心に、訪問購入（業者が自宅に押しかけ、貴金属などを強引に買い取る商法）に関し、消費者から各消費生活センターに寄せられる相談件数が激増したためです。

改正前の特定商取引法は、消費者トラブルが生じやすい6つの取引類型（訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引）を対象に、行政規制、刑事罰及び民事ルールを規定しています。

今回の改正において7番目の取引類型として「訪問購入」を追加しました。

#### 2 適用対象

法案段階では被害が多発していた貴金属に限定されていましたが、国会審議により原則すべての物品となりました。

#### 3 行為規制

訪問購入は、個人宅を訪問して物品の売買契約を行う点で、訪問販売と基本的に差異がないことから、氏名・勧誘目的等の明示義務（特定商取引法58条の5。以下で摘示する条項はすべて特定商取引法のもので）、勧誘を受けることの確認義務（58条の6第2項）、再勧誘の禁止（同条第3項）などの行為規制は訪問販売の規制と同様です。

訪問購入に特有の規制は以下のとおりです。

##### (1) 不招請勧誘の禁止（58条の6第1項）

訪問購入は、一旦対象物品を引き渡してしまうと転売されたり溶解処理されたりするなど、その返還を求めることが困難となることが想定され、被害を未然に防ぐ必要性が高いことから、国会審議により勧誘を要請しない者に対する勧誘意思の確認を禁止する条項が追加されました。

##### (2) 勧誘を受けることの確認義務（58条の6第2項）

訪問販売では単なる努力義務でしたが（3条の2）、訪問購入では明示的な義務となっています。

#### 4 書面の交付

契約時等の書面の交付義務（58条の7）は訪問販売の規制と同様です。

訪問購入に特有の規制は以下のとおりです。

##### (1) 物品の引渡しの拒絶権の記載義務（58条の7第6号）

契約書面等に、クーリング・オフ期間中は、売主は物品の引渡しを拒絶し、売主の手元に置いておくことが可能であることを記載することを義務づけました。

#### 5 クーリング・オフの適用

書面交付時から8日間のクーリング・オフが可能なこと（58条の14第1項）は訪問販売の規制と同様です。

訪問購入に特有の規制は以下のとおりです。

##### (1) 第三者に対する物品の所有権の対抗（58条の14第3項）

クーリング・オフにより売主は第三者に対して物品の所有権の主張が可能となりました（第三者が即時取得の要件を満たすとき（善意無過失の場合）を除きます。）。

**(2) 物品の引渡し拒絶 (58条の15)**

クーリング・オフ期間中は、売主は物品の引渡しを拒絶し、売主の手元に置いておくことが可能となりました。

**6 その他訪問購入に特有の規制****(1) 売主への告知義務 (58条の9)**

クーリング・オフ期間中は、売主が物品の引渡しを拒絶し、売主の手元に置いておくことが可能であることを告知するよう、購入業者に義務づけました。

**(2) 売主に対する通知義務 (58条の11)**

購入業者がクーリング・オフ可能期間中に第三者に当該物品を引き渡すときは、遅滞なく、売主に対して通知するよう、購入業者に義務づけました。

**(3) 第三者に対する通知義務 (58条の11の2)**

購入業者がクーリング・オフ可能期間中に第三者に当該物品を引き渡すときは、転売先となる第三者に対しても、クーリング・オフされる可能性等を通知することを義務づけました。

これにより通知を受けた第三者や、通知の有無を確認しなかった第三者は有過失であると判断される可能性が高まることとなります。

**7 適用除外****(1) 営業のための取引 (58条の17)**

いわゆる事業者間の取引は適用除外となっています。

**(2) 消費者の利益を損なうおそれがないと認められる物品など (58条の4)**

消費者の利益を損なうおそれがないと認められる物品、流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品については一部又は全部が適用除外となりました。

具体的には、適用除外の物品は、自動車（二輪車を除く）、家庭用電気機械器具（携行が容易なものを除く）、家具、書籍、有価証券、レコード、CD及びDVDがこれに該当します。

**(3) 消費者の利益を損なうおそれがないと認められる取引態様 (58条の17第2項第2号)**

消費者の利益を損なうおそれがないと認められる取引態様については一部又は全部が適用除外となりました。

具体的には、売主から申込を受けた場合の取引や、継続的取引関係にある売主に対する取引がこれに該当します。

**8 おわりに**

今回の改正で訪問購入は法律で規制されることになりましたが、訪問購入により、一旦対象物品を引き渡してしまうと、その返還を求めることが困難となることが想定されます。

このため、勧誘を希望しない場合はきっぱりと断ることが必要です。

また、勧誘を受けたとしても、安易に対象物品を引き渡さないことが必要です。

**第4回消費生活川柳優秀作品決定!!**

多数のご応募ありがとうございました。  
選考の結果、右の2句が優秀作品に選ばれました。  
おめでとうございます!!

**【消費生活川柳ご応募へのお礼】**

消費生活川柳には、毎回多数のご応募を賜りまして、誠にありがとうございました。  
この紙面にて、ご投句くださいました皆様方に対して厚くお礼申し上げます。

松山市  
ペンネームKノ作

キツバリと  
断り心も  
スツキリと

松山市  
ペンネームT・N作

値引き額  
その大きさに  
乗せられた

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

TEL：089-912-2337

愛媛県消費生活センター

〒791-8014 松山市山越町450番地

TEL：089-925-3700（相談専用）

FAX：089-946-5539